

- 9 その他の生活支援サービス費(配食/定率)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 10 その他の生活支援サービス費(配食/定額)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 11 その他の生活支援サービス費(見守り/定率)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 12 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 13 その他の生活支援サービス費(その他/定率)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 14 その他の生活支援サービス費(その他/定額)  
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。
- 15 介護予防ケアマネジメント費  
対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

基本部分
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) ( 単位)
ロ 初回加算 ( + 単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 ( + 単位)

単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、以下のとおりとする。

イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位

ロ 初回加算 300単位

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位